

社会保障審議会児童部会
ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会(第13回)

【社会保障審議会児童部会委員】
一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会
母子部顧問 合原 佳登理

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針に定められた施策の実施状況
(平成 27 年度～平成 31 年度)

<p>(1) 国等が講ずべき措置</p> <p>⑦ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進 <u>正規雇用への転換等を促進するための助成金を活用し、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定化を促進する。</u></p>					
事業概要及び実績	【事業概要】				
	<p>有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正規雇用への転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成を行っている。 正社員化コースにおいては、対象者が母子家庭の母等であった場合には、助成額を加算している。</p>				
	【事業実績】				
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
	母子家庭の母等を正規雇用等へ転換等した人数 1,000人	母子家庭の母等を正規雇用等へ転換等した人数 1,738人	母子家庭の母等を正規雇用等へ転換等した人数 2,106人	母子家庭の母等を正規雇用等へ転換等した人数 2,357人	—
予算額(千円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	14,725,300の内数	31,042,800の内数	50,104,378の内数	74,113,615の内数	87,616,498の内数
評価・今後の方向性(案)	<p>母子家庭の母等を含む、非正規雇用労働者の正規雇用への転換等を促進する上で有効である。 より一層の活用を図るため、事業主・求職者等に対して更なる周知を行うとともに、母子家庭の母等の生活の安定と向上のためキャリアアップ助成金(正社員化コース)の活用促進を図っていく。</p>				

P10. 企業から「手続きが煩雑で担当者が大変」との声がある。高齢者給付金のように自身で手続きができる方法など企業(担当者)への負担軽減を検討。

(1) 国等が講ずべき措置

⑧ 厚生労働省関係機関等における母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の促進

厚生労働省の本省や外局、関係機関において、母子家庭の母及び父子家庭の父の雇入れを促進するように努めるとともに、厚生労働省以外の府省庁、社会福祉関係団体、公益法人等関係団体に対して雇入れの要請を行う。

事業概要及び実績

【事業概要】

・平成16年3月「母子家庭の母の就業支援に関する関係省庁連絡課長会議」において、「国において、非常勤職員の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供するとともに、公益法人、社会福祉施設等の関係団体や地方公共団体に対し、非常勤職員等の求人情報を母子家庭等就業・自立支援センターへ提供することを要請する」旨申し合わせ、母子家庭の母等の雇入れの促進に努めている。
 ・また、平成25年3月の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の施行に伴い、国の各機関に対し、非常勤職員の雇入れの際には、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターへ提供すること等を要請している。

【事業実績】

○母子家庭等就業・自立支援センターからの情報提供を通じて採用された者

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
・国	33名	44名	51名	集計中	—
・地方公共団体及び関係団体	361名	367名	346名		

予算額(千円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
—	—	—	—	—

評価・今後の方向性(案)

毎年度継続的に雇用の実績があり、ひとり親家庭の親の雇用に有効であることから、今後も引き続き実施する。

P11. 雇入れの要請は、書面を发出して関係機関に周知徹底する。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

① 相談支援体制の整備

エ 支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進（実施主体：都道府県等及び市等）
 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の支援施策に関する情報や相談窓口を分かりやすく示したパンフレット等を作成し、支援施策及び相談窓口を情報提供

事業概要及び実績	【事業概要】				
	ひとり親家庭に対する支援施策や相談窓口を分かりやすく示すことのできる「ひとり親家庭支援ナビ」を作成し、ひとり親家庭が抱える悩みに対する相談窓口や関係機関の連絡先の情報提供を行っている。				
事業概要及び実績	【事業実績】				
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
	パンフレットの作成	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知	パンフレットを活用し、支援施策・相談窓口の周知
予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	—	—	—	—	—
評価・今後の方向性（案）	ひとり親家庭に対する支援施策や相談窓口をわかりやすく示すことは、ひとり親家庭への支援を実施する上で必要なことであるため、今後も必要に応じて内容の見直しを行う。				

P26. 行政の所管課担当職員について教育を強化。
 当事者からは、行政職員の対応、発言に対する悲しみの声がある。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

ア 保育所等の優先的利用の推進等（実施主体：市町村）

- (a) 就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、母子家庭及び父子家庭の優先的取扱いなど、母子家庭及び父子家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組を推進
- (b) 延長保育や休日保育、夜間保育、病児・病後児保育、一時預かりを実施
- (c) 待機児童への対応や仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービスやファミリー・サポート・センター事業を活用

事業概要及び実績

【事業概要】

- ・延長保育は、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において引き続き保育を実施する保育所等に対して補助する事業であり、昭和56年度から開始した事業である。
- ・夜間保育は、おおよそ午前11時から午後10時までの概ね11時間開所する保育所等に対して、子どものための教育・保育給付負担金による加算を給付する事業であり、平成元年から開始した事業である。
- ・病児・病後児保育は、子どもは病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育する事業であり、平成6年度から開始した事業である。
- ・一時預かり事業は、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業であり、平成2年度から開始した事業である。
- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）は、市町村がファミリー・サポート・センターを設置し、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うものである。（平成6年度に創設）

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
延長保育（か所）	23,633	25,087	26,936	集計中	—
夜間保育（か所）	82	81	81	集計中	—
病児・病後児保育（か所） <small>（体調不良児対応型、訪問型含む）</small>	2,229	2,572	2,886	集計中	—
一時預かり（か所）	9,180	9,494	9,732	集計中	—

P28.29 子育て人口に比例したサービスの目標数値の設定を検討。
病児・病後保育について、充実をはかる。神戸市の子育て複合施設は参考となる。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

エ 公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等（実施主体：都道府県及び市町村）

(a) 特に居住の安定確保が必要な者として母子家庭及び父子家庭に対する公営住宅への優先入居を推進

(b) 民間賃貸住宅への母子家庭及び父子家庭の入居の円滑化を支援するため、居住支援協議会が行う子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の取組を推進

事業概要及び実績

【事業概要】

優先入居は、住宅に困窮する低額所得者の中でも特に困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うものである。母子家庭等については、住居だけでなく、収入、子供の養育等の面で様々な困難に直面することから、特に居住の安定確保が必要な者として位置づけしており、母子家庭等の優先入居の推進を図っている。

【事業実績】

(平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度)

○公営住宅の優先入居の活用



【事業概要】

・平成19年度より、母子家庭及び父子家庭を含む子育て世帯等の住宅の確保に配慮を要する方々に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や不動産関係団体の連携による「居住支援協議会」の設置により、ホームページや住宅相談会等で必要な情報の提供等、地域の実情に応じた活動を行っているところである。さらに、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第24号）（平成29年4月26日公布、同年10月25日施行）により、新たに居住支援法人の指定制度が創設され、各地域において居住の支援や情報提供等が実施されているところであり、国土交通省としてこの協議会や法人の取組みを支援している。

【事業実績】

(平成27年度) (平成28年度) (平成29年度) (平成30年度) (平成31年度)



	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
予算額（千円）	-	-	-	-	-
評価・今後の方向性（案）	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭等の居住の安定を確保するため、公営住宅の優先入居について今後も引き続き推進する。 母子家庭等の居住の安定を確保するため、「居住支援協議会」及び「居住支援法人」の活動について今後も引き続き支援を実施する。 				

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の貸付けの実施（実施主体：都道府県等）

母子父子寡婦福祉資金貸付金のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付けを通じて母子家庭及び父子家庭への住宅支援を推進

事業概要及び実績	【事業概要】					
	母子父子寡婦福祉資金貸付金において、住宅の建設、増改築、修繕等に必要な資金や転居に必要な資金の貸付を実施している。					
	【事業実績】					
		(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
	貸付実績					
	住宅資金（貸付件数）	48件	50件	41件	集計中	—
	転宅資金（貸付件数）	431件	388件	326件	集計中	—
予算額（千円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	4,406,261	3,809,549	3,601,952	3,195,677	3,119,275	
評価・今後の方向性（案）	ひとり親家庭等の住宅支援に必要な資金であり、今後も引き続き実施する。					

P36 かかる費用の直接払い(資金の立替払いをなくす)。

(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援

② 子育て支援、生活の場の整備

キ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施（実施主体：都道府県及び市町村）

- (a) 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の修学や疾病等の事由により家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業の実施を推進
- (b) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、昼間、夜間などの多様な時間帯の利用を推進するとともに、出張等の場合に対応できる宿泊型事業の活用を推進
- (c) ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に当たっては、事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO、介護事業者等に委託することができるものとし、家庭生活支援員として、母子家庭の母及び父子家庭の父を積極的に活用していくとともに、その資質の向上を図るため、講習会を実施

事業概要及び実績

【事業概要】

・母子家庭等が安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、都道府県及び市町村が、修学や疾病などにより一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において児童の世話等を行う。都道府県及び市町村は、母子・父子福祉団体等に事業の一部を委託することができる。
 ・国は、母子家庭等の多様なニーズに応じて、時間外、休日、夜間、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合に支給される派遣手当や家庭生活支援員の資質向上のための講習会等を実施。平成28年度から、未就学児を養育しているひとり親家庭を対象として、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等に、定期的に生活援助、保育等のサービスを提供できるよう事業内容の拡充を図った。

【事業実績】

	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)
派遣等実績					
実件数 (件)	3,515件	3,562件	3,023件	集計中	-
延べ件数 (件)	33,889件	36,841件	38,304件	集計中	-

【KPI等】

平成31年度までにひとり親家庭等日常生活支援事業の利用者数を年間1万人とする（平成25年度利用者数4,608人）
 （すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト（平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定））

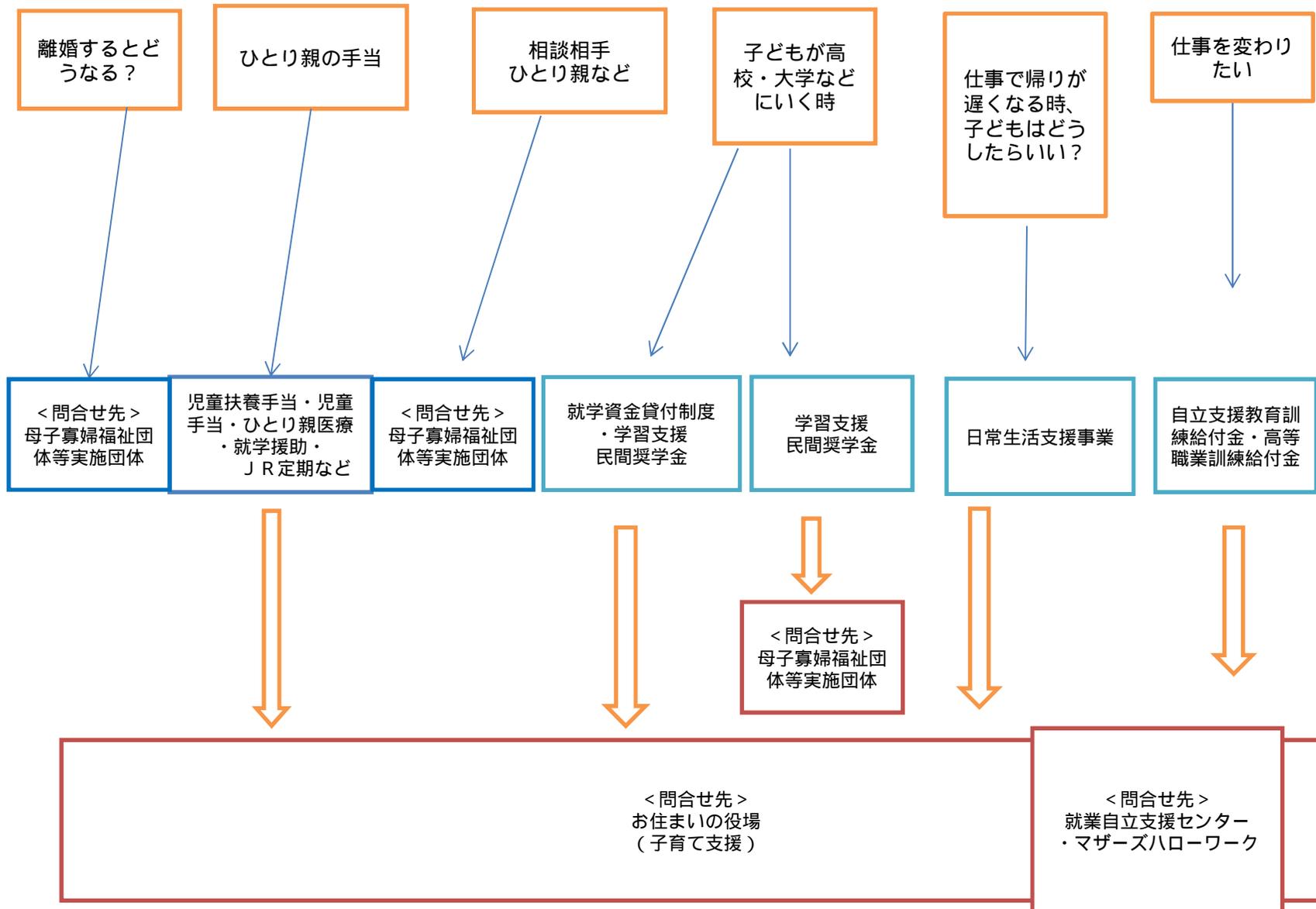
予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数

評価・今後の方向性(案) 毎年度着実に家庭生活支援の派遣等が行われていることから、事業のニーズが高いと考えられ、今後も引き続き実施する。

P37 本事業は、家庭状況・子どもの成長あわせた見守りと支援員との連携もでき、大変有効な事業。子どもの対象年齢をあげ、子どもの健全育成を拡充する。

<p>(2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援</p> <p>⑥ 広報啓発</p> <p>イ 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施（実施主体：都道府県及び市町村）</p>															
事業概要及び実績	<p>【事業概要】</p> <p>・母子家庭等の要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を実施し、支援施策の積極的・計画的な実施を図るための補助を行っている。</p> <p>【事業実績】</p> <p>○母子家庭等就業・自立支援事業における広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施箇所数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>(平成27年度)</th> <th>(平成28年度)</th> <th>(平成29年度)</th> <th>(平成30年度)</th> <th>(平成31年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12箇所</td> <td>21箇所</td> <td>28箇所</td> <td>集計中</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)	12箇所	21箇所	28箇所	集計中	—
	(平成27年度)	(平成28年度)	(平成29年度)	(平成30年度)	(平成31年度)										
12箇所	21箇所	28箇所	集計中	—											
予 算 額 (千 円)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度										
	7,362,577の内数	11,219,935の内数	11,428,945の内数	12,226,492の内数	15,926,170の内数										
評価・今後の方向性(案)	<p>広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業は、母子家庭等の要望等を支援施策に反映させる上で有効であることから、今後も引き続き実施する。</p>														

P62 行政が発行する広報なども、本人自身がニーズ別に見て分かりやすい文言やデザインなど広報を検討。(一例次ページ参照)



平成26年度改正法の改正後の施策状況

ひとり親家庭等生活向上事業

(別紙4)

○ ひとり親家庭等の生活に関する悩み相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験合格のための学習支援等を実施するとともに、ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う。

※平成28年度より、従来の「ひとり親家庭等相談事業」、「生活講習会等事業」、及び「ひとり親家庭情報交換事業」等を再編し「ひとり親家庭等生活支援事業」とし、「児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）」及び「学習ボランティア事業」を再編し「子どもの生活・学習支援事業」として実施。

○ひとり親家庭等生活向上事業の実施状況

	指定都市	中核市	一般市・町村	計
平成25年度	16か所 (80.0%)	14か所 (33.3%)	789か所 (47.0%)	819か所 (47.0%)
平成26年度	19か所 (95.0%)	15か所 (34.9%)	784か所 (46.7%)	818か所 (47.0%)
平成27年度	18か所 (90.0%)	18か所 (40.0%)	795か所 (47.4%)	831か所 (47.7%)
平成28年度	19か所 (95.0%)	23か所 (47.9%)	810か所 (48.4%)	852か所 (48.9%)

○ひとり親家庭等生活向上事業の実績

		平成28年度			平成29年度		
		母子	父子	父子	父子	合計	
1. ひとり親家庭等生活支援事業	①相談支援事業 (相談延べ件数)	23,675件	1,071件		2,783件	72,750件	
	②家計管理・生活支援講習会等事業 (受講延べ件数)	11,911件	45件		72件	12,918件	
	③学習支援事業 (利用延べ件数)	11,434件	529件	11,963件	7,907件	431件	8,338件
	④情報交換事業 (開催数)	396回			567回		
2. 子どもの生活・学習支援事業 (利用延べ人数)		147,116人			232,391人		

身近な地域での実施を強化

出典：厚生労働省子ども家庭局調べ（注）各年度末現在。 9

その他
取り組み状況、課題など

全国母子寡婦福祉団体協議会の取り組み



ひとりで子育て。
生活・仕事・住居・育児で困ったら

思い悩む前に…

全母子協

検索

一般財団法人
全国母子寡婦福祉団体協議会

【一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会と母子家庭等支援施策について】

全母子協は、昭和24年5月11日未亡人代表者協議会の開催、あわせて5月20日母子福祉対策国会議員連盟が発足。

昭和25年11月全母子協の前身となる全国未亡人団体協議会が結成され、翌年に母子福祉総合法の制定運動を開始。母子福祉総合法の草案の作業を開始し衆議院小委員会へ提出。

昭和37年児童扶養手当の支給が開始。

昭和39年には母子福祉法が制定。

法の制定活動、寡婦控除・母子福祉資金貸付・母子住宅・母子寮建設など支援要望活動を展開する中で、女性解放活動有志 平塚らいてう女史、市川房枝女史などの支援のもと、各地で会が組織された。それ以来、現在まで母子および父子家庭の各地域における当事者団体として、各地で行う相談交流事業をとおり、当事者の声を国・地方自治体・市町村行政、議員連盟との情報交換会を毎年おこない、ひとり親施策の改善を所管されている省庁の方と協議を行うなど制度改善要望を届け、ひとり親家庭のしあわせと子どもの健全育成のための活動をおこなっている。

平成16年から、母子部会(末子25才未満)を設け、会員の自立支援活動、相互の連絡調整を図るとともに当該団体の後継者育成を含め、毎年、母子部長研修会を開催し、制度学習や実施情報の共有など行っている。

【会員数】全国55団体 約9万人(2019.11現在)

1. <子どもの貧困対策事業「国立青少年教育支援機構」>
青少年自然の家と各府県市の母子会とその地域に合わせた協働事業
を開催。

2. <夢を応援基金> 中学3年～高校3年生全国400名



「夢を応援基金」
(ひとり親家庭支援奨学金制度)

ローソンは、ひとり親(母子等)家庭の子どもたちの夢を応援しています。
皆さまのあたたかいご支援を
よろしくお願いします。

詳しくはこちらへ…

[全母子協](#) [検索](#)



一般財団法人
全国母子寡婦福祉団体協議会

【課題や提案】

[課題]

課題1: 養育費の収入算定による児童扶養手当停止の問題

課題2: 児童扶養手当とその他の支援策利用の連動による支援策非該当の心配と不安

課題3: 借入金やローン返済高の調査(平成18年調査時点で100名平均150万円借入残高)

課題4: 子が18歳を過ぎたことにより、児童扶養手当等支援が終了し収入が減少し、支出が増加。
また、進学による経済的負担が増大することによるダブルワーク・トリプルワークにより生活が困窮している。そのことに伴う、体調不良と病院受診控え。

課題5: 親の介護と子育てのダブルケアへの支援体制の創設

[提案]

提案1: 児童扶養手当受給停止後、他制度非該当までに猶予期間の設置 = ホップ期間

提案2: 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

修学資金等の貸付の場合、奨学金との併用を可能とする。

(日本金融政策公庫からの借入を金利がかかるため)

提案3: 社会福祉協議会の生活福祉貸付資金制度との制度概要の周知と共有を進める。

提案4: 未婚の母の税制措置(寡婦控除)適用の法制化

地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ①

ひとり親家庭の
相談は 支援
の選択・コー
ディネートがで
きる専門的知識
が必要

小中学校区

地域における住民主体の課題解決

○住民に近い圏域で、

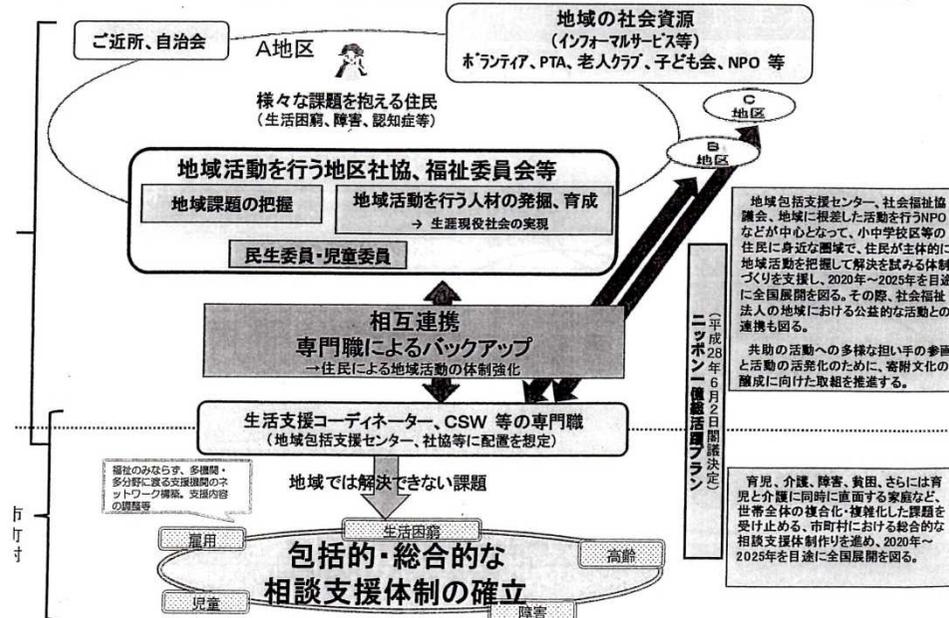
- ・ 制度や分野にとらわれない地域課題の把握
- ・ 住民団体等によるインフォーマル活動への支援、
- ・ 公的な相談支援機関へのつなぎや、課題の共有を担うコーディネート機能など地域課題の解決に向けた体制

市町村

包括的・総合的な相談支援体制の確立

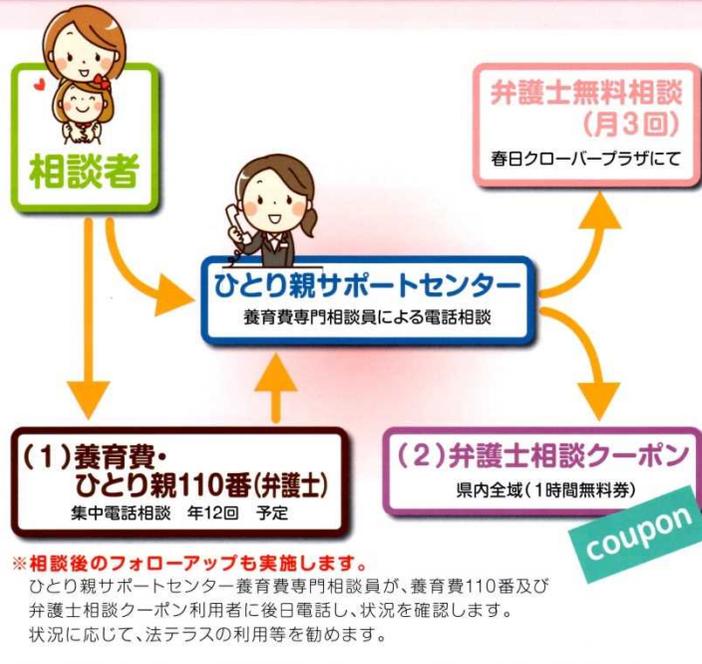
○相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困など相談者が属する世帯全体の複合化、複雑化したニーズを的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応する体制

地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制のイメージ②



福岡県母子寡婦福祉連合会の取り組み

2019年度 養育費相談のご案内



※相談後のフォローアップも実施します。
ひとり親サポートセンター養育費専門相談員が、養育費110番及び弁護士相談クーポン利用者に後日電話し、状況を確認します。
状況に応じて、法テラスの利用等を勧めます。

(1) 養育費・ひとり親110番の実施

方式：集中電話相談
電話：092-724-2644
上記番号は当日のみ利用できます。
回数：年12回
時間：偶数月 第3土曜日 10時～13時 ※8月は8/24
奇数月 第3水曜日 13時～16時
対応：弁護士3人/回

(2) 弁護士相談クーポンの配布

方式：養育費相談(ひとり親サポートセンター実施)や集中電話相談の結果、弁護士による更なる助言が必要と判断した方に対して、弁護士相談クーポン(1時間無料相談券)を配布します。相談者は、福岡県下18か所の弁護士会法律相談センターに予約を取り、クーポンを持参して無料で相談することができます。

※(1)(2)いずれも対象は福岡県内に居住しているひとり親家庭の母や父、離婚協議中の方(ただし、福岡市・北九州市・久留米市居住者を除く)



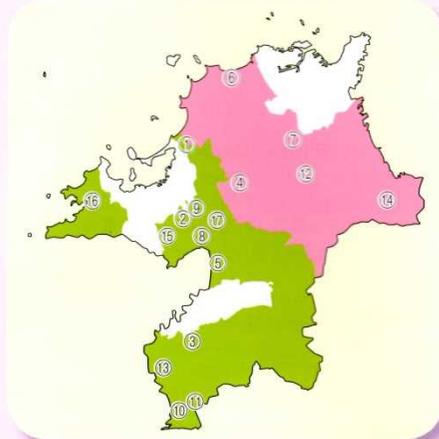
お問い合わせ先 ※受付時間：月曜～土曜(祝日を除く)の13:00～22:00

株式会社トライグループ 福岡校 (担当コーディネーター：太田勝也)
〒810-0004 福岡市中央区渡辺通2丁目4-8 福岡小学館ビル2階
電話：092-718-1508 FAX：092-718-1507
メール：qshufuk-gyousei@trygroup.com

お問い合わせフォームが便利です



ひとり親家庭のための 学習支援ボランティア事業



ひとり親家庭の児童を対象に、大学生等のボランティアを派遣し学習を支援をするとともに、子どもの良き理解者として相談等を行います。

学習支援 学校授業の補習など
対象児童 主に小学生～中学生
場 所 地域の施設または希望する家庭の自宅週1回、2時間程度

※希望する家庭とボランティアの調整を行う必要があるため、希望に沿えない場合があります。

※政令市（福岡市、北九州市）中核市（久留米市）を除く。

No.	実施地域	実施場所	摘要
1	糟屋郡新宮町	新宮町福祉センター	毎週金曜日 18:00～20:00
2	春日市	春日市社会福祉センター	毎週水曜日 18:30～20:30
3	筑後市	筑後市総合福祉センター	毎週火曜日 19:00～21:00
4	飯塚市	飯塚市二瀬交流センター	毎週土曜日 10:00～12:00
5	小郡市	小郡市生涯学習センター	毎週火曜日 18:00～20:00
6	遠賀郡岡垣町	岡垣町東部公民館	毎週木曜日 17:00～19:00 (小) 18:00～20:00 (中)
7	田川郡福智町	福智町高齢者健康増進センター	毎週火曜日 18:00～20:00
8	筑紫野市	筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリア」1階ボランティアルーム	毎週金曜日 18:00～20:00
9	大野城市	大野城市総合福祉センター3階小会議室1	毎週木曜日 18:00～20:00
10	大牟田市	市民活動等多目的交流施設「えるる」	毎週金曜日 18:00～20:00
11	吉野地区	吉野地区公民館	毎週土曜日 17:00～19:00
12	田川市	福岡県立大学 社会貢献・ボランティア支援センター	毎週金曜日 18:00～20:00
13	柳川市	柳川市城内コミュニティ防災センター	毎週水曜日 18:00～20:00
14	豊前市	横武公民館	毎週木曜日 18:30～20:30
15	那珂川市	那珂川市勤労青少年ホーム	毎週火曜日 18:30～20:30
16	糸島市	糸島市健康福祉センター「あごら」	毎週火曜日 18:30～20:30
17	太宰府市	太宰府市総合福祉センター	毎週水曜日 18:30～20:30

(塾形式) 17ヶ所
小学生～高校生 359名
ボランティア 177名
(家庭教師形式)
児童数 52名
ボランティア 39名



「母子家庭等村田奨学基金」事業

福岡市城西橋通りで菓院木材商事会社の社長をしていた村田次七氏が、昭和34年3月3日に亡くなられ（当時69歳）、その際遺言で、「遺産を、未亡人家庭の育英関係事業にあてるように」と言い残されました。そのご遺志を実妹の横山フデ様が受け継がれ、翌年昭和35年に「村田慈光会学生寮」を建設致しました。その学生寮の運営については、学生寮建設のための社会福祉法人村田慈光会の設立代表者である谷タへ様（当時、財団法人福岡県母子福祉連盟の会長）に経営依頼及び寄附がなされたものです。以後、約30年にわたる歴史の中でその役割を十分に果たし、昭和63年3月31日をもって閉寮いたしました。

平成2年2月、母子会に所属する家庭の子どもの教育の援助のために、その学生寮を売却した資金を以って、「村田奨学基金」を創設いたしました。平成3年に第1回の贈呈式を行い、現在は、村田慈光会の設立発起人であります村田ヒサ子様のご令嬢智香子様が、そのご遺志をつがれておられます。

	申請者数	却下数	決定者数
平成29年度	44名	1名	43名
平成30年度	40名	1名	39名
令和元年度	44名	2名	42名

母子家庭等村田奨学金

母子家庭等村田奨学金は、各市郡母子寡婦福祉会の会員の子どもに対する奨学金給付事業で、福岡県母子寡婦福祉連合会が運営しています。

奨学金の条件

- ・居住地の市郡母子寡婦福祉会に1年以上在籍する会員の子どもであること
- ・4年制の大学（学校教育法）または4年制の専門学校（日本学生支援機構に登録している）に入学が決定していること
- ・子どもの年齢が19歳以下であること

奨学金 10万円 贈呈

選考方法

- ・基金運営委員会で選考、決定します。

奨学金の給付を希望する方は、事業年度前の3月25日（期限厳守）までに居住地の市郡会長に「母子家庭等村田奨学金給付申請書」を提出してください。

※「母子家庭等村田奨学金給付申請書」は、居住地の市郡母子寡婦福祉会の会長にご連絡ください。

◇公益財団法人余慶会の給付型奨学金制度

<財団のチラシから>

第5回 奨学生募集

(2020年4月新入学)

奨学金 **50万円** (年額)

※返済義務はありません。(給付型奨学金です)



ひとり親家庭、里親家庭、児童養護施設等に入居の生徒のみなさんへ
大学等への進学を応援いたします

応募資格

- 以下のすべての条件に該当する必要があります。
- ・福岡県内の高等学校に在籍し、2020年3月卒業予定の生徒。
- ・ひとり親家庭(高等学校入学時から児童扶養手当または遺族年金・障害年金を受給している家庭)、里親家庭、児童養護施設等に入居している生徒で、学習意欲が高く学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)に定める大学等(短期大学・専門学校を含む)への進学を希望する生徒。
- (日本国内であれば、進学先の大学等の所在地は問わない)

※2020年度より実施される高等教育の修学支援新制度(授業料等減免および日本学生支援機構の給付型奨学金の給付)との併用はできません。

※他の給付型奨学金(在学中に継続して給付される返済義務のない奨学金)との併給を受けることはできません。

※貸与型奨学金(返済義務のある奨学金)については、併給を受けることができます。

※ひとり親家庭(親族里親家庭を含む)の場合、当財団の奨学生として採用されるのは1世帯につき1名上限とします。(きょうだいで同時に当財団の奨学金給付を受けることはできません)

募集人数

40名程度

選考方法

書類審査(面接を行う場合があります)

申込期限

2019年12月20日(金)必着

■会員さんは、申込書を各市郡の会長さんを通して連合会に郵送してください。(12月10日必着) 事務局で推薦人の欄に記入、押印し、返送します。その他の必要書類を揃え、財団に直接申し込んでください。



令和元年度

福岡県母子寡婦福祉大会

大会テーマ
つなごう人の輪、守ろう地域の輪



と き 令和元年11月10日(日)
と ころ クローバープラザ 大ホール

主 催 社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会
後 援 福岡県 / 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会



決 議

令和元年度福岡県母子寡婦福祉大会において、私達は真の自立を目指し、社会における責任を果たすことを誓います。
併せて、ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上を図るため、福岡県及び関係機関に次の事項の実現を強く要望します。

記

- 1 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、雇用の拡大が図られるとともに、寡婦に対しても、積極的に実効性のある正規雇用施策を講じられるよう強く要望します。
- 1 ひとり親家庭等が安心して子育てと就業の両立ができるよう、公営住宅優先入居、保育所優先入所、待機児童を解消するための施設の増設、放課後児童クラブの優先入所、保育時間延長など、子育て支援及び生活環境の整備充実を要望します。
- 1 ひとり親家庭等の児童が養育費を必ず取得できるよう、養育費支払いについて、より強制力のある法整備を国に働きかけるとともに、受け取りを保障する制度の創設を要望します。
- 1 所得税・地方税法上における寡婦控除を、未婚の母子世帯や扶養親族のない寡婦世帯にも適用することを、国に働きかけるよう要望します。
- 1 国民健康保険料や介護保険料などが、年金のみで生計を立てている寡婦の大きな負担となっています。1ヶ月の生活保障となる年金額への配慮を強く要望します。また、こうした世帯に対する医療費の助成制度の実現を併せて要望します。

令和元年11月10日

令和元年度 福岡県母子寡婦福祉大会
参加者一同

福岡県母子寡婦福祉連合会

福岡県内48市町の母子寡婦福祉会のひとり親交流事業をおこなっています

(下記は春日市 日常生活支援事業を市から受託)

春日市では

Yahoo!ドーム野球観戦・夏休みレクリエーション・クリスマス会・いちご狩りを行っています。

クリスマス会では18才未満のこどもたち150名に共同募金会より図書券をいただいています。

いちご狩りは68名以上(市バス40名 + 社協バス28名)好評で抽選しています。会員(母子147, 父子1, 寡婦26)

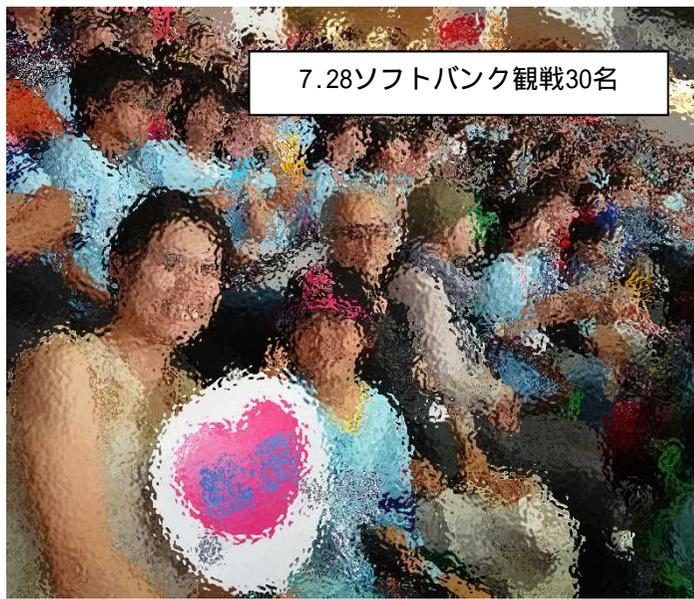
末子が中学生以上の母たちで”バスハイク”ゆったり
まったり～2019は糸島牡蠣小屋と散策～でした。



2019.2.10牡蠣小屋



2019.8.18海響館(下関)



7.28ソフトバンク観戦30名

春日市役所こども未来課母子係は、窓口のすぐ横に固執の相談室があり、相談しやすい工夫をしてあります。医療・教育など窓口へ同行してくれます。



2019.3.3いちご狩り



クリスマス会



ホームページ・Facebook開設してます。



ご清聴ありがとうございました

一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会 母子部顧問 合原 佳登理